

令和3年度の中小企業支援策について

於：京都商工会議所

令和3年3月3日

近畿経済産業局 中小企業課

目次

I. 中小企業支援策の位置づけ	2
II. 資金繰り面からみた支援策の整理	4
III. 給付金/助成金	5
IV. 支援補助金	15
1. 中小企業等事業再構築促進事業	16
2. 中小企業生産性革命推進事業の特別枠	33
①ものづくり・商業・サービス補助金	34
②小規模事業者持続化補助金	35
③サービス等生産性向上IT導入支援事業	36
3. 事業承継・引継ぎ推進事業	37
4. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	38
5. 海外サプライチェーン多元化支援事業	39
6. JAPANブランド育成支援事業	40
7. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	41
8. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	42

I. 令和3年度 中小企業支援策の位置づけ

● 「成長戦略実行計画」「総合経済対策」における中小企業支援策の位置づけ

■ 成長戦略実行計画（令和2年12月1日） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/jikkoukeikaku_set.pdf

第7章 足腰の強い中小企業の構築

…略…

中小企業政策が、小規模事業者の淘汰を目的とするものでないことは当然であり、ポストコロナを見据え、中小企業の経営基盤を強化することで、中小企業から中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やしていくことが重要である。

あわせて、地域の経済や雇用を支える小規模事業者が持続的に発展することは重要である。このため、中小企業の経営資源の集約化による事業の再構築やデジタル化など、中小企業の生産性を向上させ、その足腰を強くする仕組みを構築し、創意工夫する企業を応援していく。

1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上

後継者問題に悩まされている企業が黒字廃業することなく、価値ある事業を存続させるには、M & Aを含む事業承継の促進を通じて、企業規模の拡大に貢献する道筋を用意していくことが重要との指摘があった。

合併等により中小企業の規模を拡大し、生産性を引き上げていくことは重要である。中小企業の廃業は、対前年比で2割以上増加し、過去最高水準で推移しており、更に廃業等が進み、雇用や地域社会に大きな影響を及ぼさないよう配慮が必要である。

このため、以下の方向で施策を検討する。

（1）中小企業の規模拡大のための税制支援

中小企業の合併を通じた規模拡大等による生産性向上を進めるため、経営資源の集約化（M & A）を税制面でも支援することが重要であり、譲渡を受ける中小企業に対し、税制上の措置について検討を行い、令和3年度税制改正において結論を得る。

（2）中小企業から中堅企業への成長途上にある企業についての支援

2021年の通常国会において、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を検討する。…略…

2. 事業再構築等への支援

中小企業・中堅企業の規模拡大、新分野展開、業態転換等を通じた事業再構築を支援する有効な新たな補助制度の整備を検討する。

あわせて、ものづくり補助金や持続化補助金、IT導入補助金を引き続き措置することで、中小企業・小規模事業者が、コロナ禍の中で投資を進めることを支援する。

さらに、民間実質無利子融資の申込期限については、本年12月31日となっているが、年度末の資金需要の高まりによる日本公庫の窓口混雑緩和のため、年度末までの延長を検討する。また、新たな信用保証制度の創設を検討する。

銀行の業務範囲規制等の見直しも踏まえつつ、地銀・民間ファンドと連携して、地域の企業に対する政策金融機関による資本金の供給の取組を強化する。…略…

I. 中小企業支援策の位置づけ（続）

■ 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日決定）

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf

第2章 取り組む施策

II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

（1）中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援

付加価値の5割以上、雇用の7割を生み出すなど地域の経済を支える基盤である中小・小規模事業者に対して、淘汰を目的とするものではないことは当然として、ポストコロナに向け、中小企業の事業継続、業態転換や新たな分野への展開等の経営転換を強力に後押しすること等を通じて、生産性の向上、賃金の継続的な上昇につなげる。引き続き、最低賃金の引上げに向けた環境整備に取り組む。

新たに事業再構築補助金を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響の下で経済社会の変化に対応しようとする中堅・中小企業による、新規事業への進出等の新分野展開、事業転換、業態・業種転換等の取組や、事業再編及びこれらの取組を通じて規模の拡大を行う事業者に対して、その設備投資費用等を最大1億円補助する。

資金繰り支援について、民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資は来年3月まで実施し、日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資は、感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、当面来年前半まで継続するとともに、中小・小規模事業者等の経営改善や業態転換等に伴う資金繰りを支援する。特に、年末・年度末に向けて、金融機関において、機動的かつきめ細かい資金繰り支援を行うよう促す。より成長志向の強い事業者の前向きな投資として、引き続き、テレワーク等に対応したITツールの導入や、感染対策と経済活動の両立に資する感染防止策への投資等を重点的に支援する。また、感染症の影響により、休業業企業数が増加する中、相談体制の拡充、事業承継・事業再生支援に係る体制の整備とともに、事業引継ぎ時の専門家活用やその後の新たな挑戦の支援など万全の構えで取り組む。…略…

事業再構築・再編に向けた投資に果敢に挑む企業に対しては、一定期間に限り、繰越欠損金の控除上限を引き上げる等の税制上の優遇措置を講ずることを検討する。あわせて、感染症による需要の変化に対応した事業展開を可能とする規制改革を進める。…略…

（3）サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上

① サプライチェーン強靱化の実効性向上

今回の感染症の影響により、我が国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性が顕在化したことを踏まえ、国内外でサプライチェーンの強靱化支援を継続する。その際、補助金の要件を見直すなど、より焦点を絞った支援を行う。具体的には、サプライチェーンの途絶によるリスクの大きい重要な製品・部素材や国民の健康な生活にとって重要な物資について、国内増産等に寄与する設備投資や、海外生産拠点の多元化に資する設備投資に対して支援を実施する。…略…

Ⅱ．資金繰り面からみた支援策の整理

<キャッシュアウト>

税の還付（欠損金の繰戻し還付）

税の軽減措置
（固定資産税の減免、法人税税額控除）

特別償却、即時償却

納税猶予・納付期限の延長

保険料の支払猶予

電気・ガス料金の支払猶予

既往債務の条件変更・返済猶予（特例リスケ）

既往債務の借換え

専門家派遣

相談体制
（再生協議会、引継ぎセンター、よろず支援等）

<キャッシュイン>

給付金
（持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金）

協力金（時短要請協力金）

助成金（雇用調整助成金）

補助金
（再構築補助金、生産性革命補助金等）

出資

資本性ローン

融資、保証制度

条件審査

選考審査

Ⅲ. 給付金/助成金

1. 一時支援金
2. 雇用調整助成金

(持続化給付金 → 令和3年2月15日 終了)

(家賃支援給付金 → 令和3年2月15日 終了)

1-①緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

給付額 = 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月

給付対象について

ポイント1	緊急事態宣言に伴う 飲食店時短営業又は外出自粛等の影響 を受けた事業者は対象となり得る。 (飲食店時短営業又は外出自粛等の 影響を示す証拠書類の保存 が必要です。申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出してください。)
ポイント2	2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の 売上が50%以上減少 した事業者

注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。

注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。

注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。

注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。
なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

1-② 具体的な対象事例及び保存すべき証拠書類等例

検討中の例であり
今後変更がありえる

対象となり得る事業者の例※¹

飲食店

都道府県知事から時短営業の要請を受けている飲食店（一時支援金の対象外）

飲食店

都道府県知事から時短営業の要請を受けていない飲食店（昼間営業等）

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協 等

生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

旅客運送事業者（タクシー、バス、運転代行等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、観光・遊興関連施設事業者（文化施設、映画館、カラオケ、公衆浴場等）、小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者等（旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等）等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者等

保存すべき証拠書類等の例

★宣言地域所在の事業者、●宣言地域以外に所在の事業者

- ★●飲食店の営業許可証の保存 1
- ★●営業時間を示す書類・写真の保存
- 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

＜飲食店と直接取引をしている事業者＞

- ★●取引している飲食店の基本情報の保存※³
- ★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴等

＜その他の事業者＞

- ★●顧客事業者の基本情報の保存※³
- ★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴
- 自らの商品が宣言地域の飲食店に届いていることを示す書類の保存※⁵等

- ★●主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを確認できる書類の保存※⁶
- 宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※²等

- ★●取引している事業者の基本情報の保存※³
- ★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※⁴
- 顧客事業者が、主に対面で宣言地域の個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを示す書類※⁷等

※¹対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは対象外。また、公共法人、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外。

※²顧客の出身地域が分かる顧客管理システム上の顧客データ、顧客台帳、自社の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ 等

※³名称、連絡先、所在地、（法人の場合は）法人番号、（飲食店の場合は）飲食店の許可番号 等

※⁴売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票書類、取引内容が分かる通帳 等

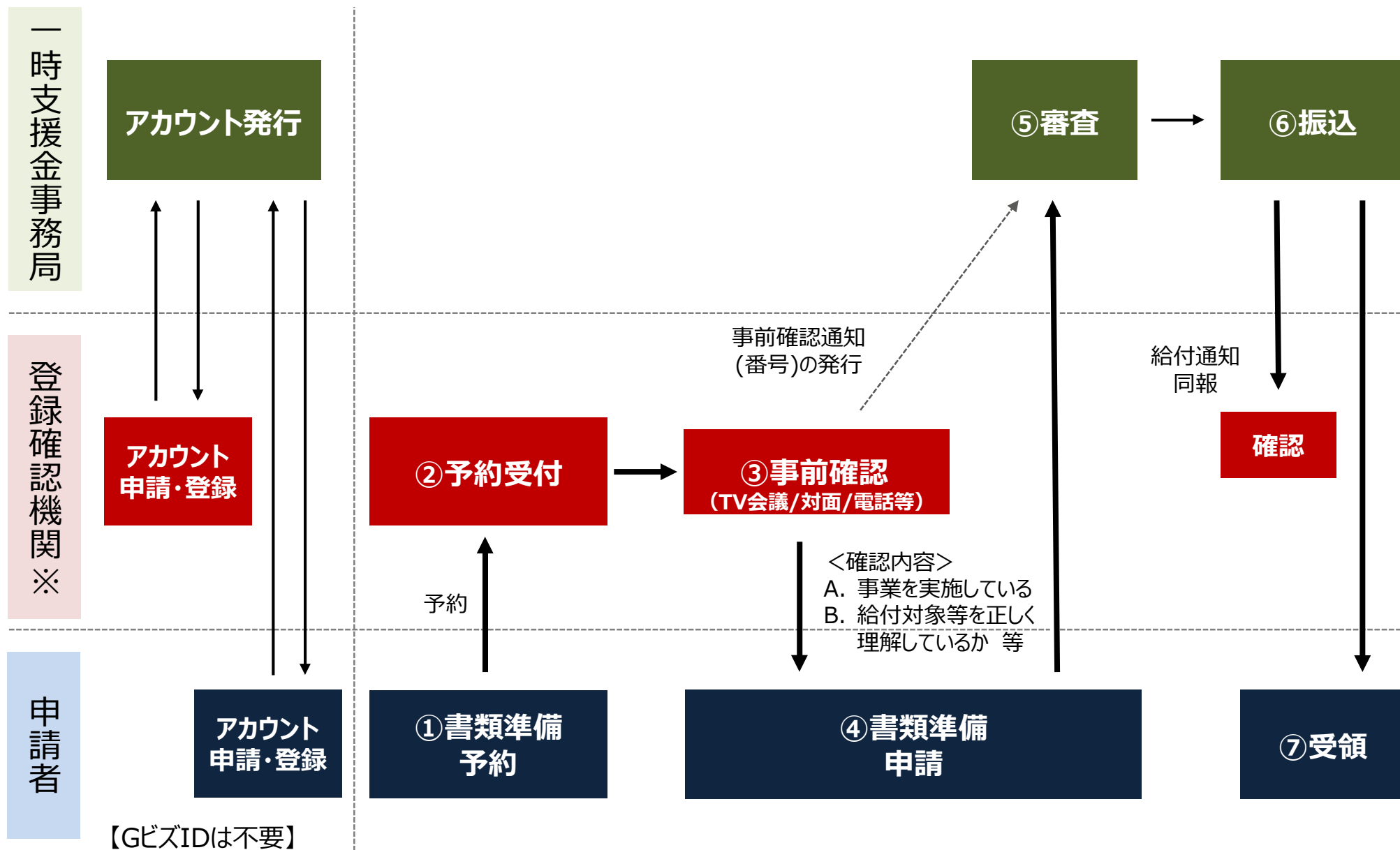
※⁵顧客事業者が宣言地域の飲食店と取引していることを示す書類、宣言地域の卸市場又は流通関連事業者との取引を示す書類や統計データ 等

※⁶商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書 等

※⁷顧客事業者の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ 等（例：観光関連統計（地方公共団体、観光協会、民間企業、V-RESASの統計データなど））

※⁸中小企業庁又は事務局の求めに応じて、サプライチェーンを遡る調査や顧客調査等を通じて、自らが給付対象であることを速やかに明らかにすることの宣誓・同意を求める。

1-③ 申請から給付までのフロー（給付要件を満たす場合）



1-④ 一時支援金の事前確認スキーム

- 不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
 - 具体的には、事務局が登録した「登録確認機関」によって、テレビ会議又は対面で「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認を行います（宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかどうかまで判断しない）。
- ※同機関は、自らの会員、顧問先又は事業性融資先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認することができます。その場合、事後に会員契約等を確認する場合があります。
- 「登録確認機関」は2月22日より順次募集します（次ページ参照）。
 - 申請予定の事業者は、申請前に、登録確認機関で、①②の確認を受けてください。

2月下旬 事前確認の受付開始

確認手順

1. 緊急事態宣言の影響の確認に**必要な書類**（下記記載）を準備
2. 全国各地に指定する登録確認機関（2月下旬に登録確認機関の一覧を公開予定）の**予約**
3. 同機関にて、**書類の有無や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認**を受ける

書類

- ①事業の実施 : 2019年及び2020年の確定申告書
2019年から2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等
- ②給付対象の理解 : 宣誓・同意書（2月下旬に所定の様式を公表予定）
- ※電話での確認を行う場合は、お手元にご準備ください。

【参考】一時支援金の登録確認機関

- 事前確認を行う機関は、以下の認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる機関、その他特定の機関・有資格者から募集する予定です。

※なお、認定経営革新等支援機関と同機関に準ずる機関からの募集は2月22日から 段階的に開始し、その他特定の機関・有資格者からの募集は3月中旬から開始する 予定です。

- 事前確認を行う機関としての登録を認めた機関（登録確認機関）については、2月下旬以降に順次公表していく予定です。

（１）認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

（２）認定経営革新等支援機関に準ずる機関

- | | | |
|---------|----------|-------------|
| ● 商工会 | ● 農業協同組合 | ● 預金取扱金融機関 |
| ● 商工会議所 | ● 漁業協同組合 | ● 中小企業団体中央会 |

（３）上記を除く機関又は資格を有する者

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| ● 税理士 | ● 公認会計士 | ● 行政書士 |
| ● 税理士法人 | ● 監査法人 | ● 行政書士法人 |
| ● 中小企業診断士 | | |

1-⑤ 一時支援金の申請方法

- 登録確認機関において、事前の確認を受けて、事業の実施や一時支援金の給付対象等の正しい理解が確認された場合には、一時支援金事務局が今後設置する申請用のWEBページから申請していただけるようになります。

3月初旬 申請受付開始

申請方法

1. 一時支援金事務局が設置する予定のWEBページにて**アカウント登**
2. 申請に関わる**基本情報を記載**の上で、以下の**必要書類**を添付
3. **申請ボタンを押下**
※オンラインでの申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定

必要書類※₁

- ☐ **確定申告書** : 2019年及び2020年の確定申告書
- ☐ **売上台帳** : 2021年の対象月の売上台帳
- ☐ **宣誓・同意書** : 2月下旬に所定の様式を公表予定
- ☐ **本人確認書類※₂** : 運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
※₂ 個人事業者等の場合
- ☐ **通帳** : 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・
口座番号・名義人が確認可能なページ

等

※₁ 特例を用いる場合など、必要書類が追加になる場合もあります。

(特例申請については、3月中旬に受付開始の見通し)

1-⑥ 今後のスケジュール (※今後変更の可能性あり)

2月10日

- 概要資料の公表（本資料）
- 申請を検討している方等からの給付対象及び保存書類等に関する質問の募集開始
▶ Web上の質問フォーム：<https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

2月中

- 事前確認スキームの詳細の公表【2月22日】
- 認定経営革新等支援機関等による登録確認機関への登録の受付開始（4、5ページ参照）
【2月22日から段階的に受付開始(その他特定の機関・有資格者からの募集は3月中旬)】

※2021年2月16日以降に2020年の確定申告の受付が開始されますので、一時支援金の申請をご検討の方は、確定申告を行ってください。ただし、確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合は、持続化給付金と同様の特例を設けることを検討しております。（なお、持続化給付金や家賃支援給付金を受給されている方は、確定申告が必要になる場合がありますので正しく手続きを行ってください）

- 一時支援金の詳細（申請要領・給付規程、QA等）の公表
- 申請者のアカウント登録の受付開始
登録確認機関による事前確認の受付開始

3月 1日の週

- 一時支援金の通常申請の受付開始

1-⑦ お問い合わせ先

一時支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL：0120-211-240
- IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

【登録確認機関専用】

- TEL：0120-886-140
- IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475（通話料がかかります）

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

給付対象や保存書類に関するご質問

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 質問フォーム

URL：<https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

- 給付対象や保存書類に関するご質問等については、上記のWeb質問フォームにて、引き続き受け付けております。
- 個別にお返事することは控えさせていただきますが、頂いたご質問のうち、よくあるご質問につきましてはQAを作成の上、2月中に公表させていただく形で活用するなど、迅速かつ適正な給付に活かすこととさせていただければと考えております。

2. 雇用調整助成金（特例措置）

※雇用調整助成金 ガイドブック（簡易版）より

緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年4月末までの期間）

	特例以外の場合の雇用調整助成金	
要件緩和	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
	生産指標要件（3ヶ月10%以上減少）	生産指標要件を緩和（ 1ヶ月5%以上減少 ）
	被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める（緊急雇用安定助成金）
	1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
	6ヶ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
	短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
	休業規模要件 1／20（中小）、1／15（大企業）	併せて、休業規模要件を緩和 1／40（中小）、1／30（大企業）
	残業相殺	残業相殺を停止
	出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内
助成拡大	助成率 2／3（中小） 1／2（大企業）	助成率 4／5（中小）、2／3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10／10（中小）、3／4（大企業）
	日額上限額 8,370円	日額上限額 15,000円
	支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
	教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2／3（中小）、1／2（大企業） 加算額 1,200円/日	助成率 4／5（中小）、2／3（大企業） ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合 10／10（中小）、3／4（大企業） 加算額 2,400円/日（中小）、1,800円/日（大企業）
申請の負担 軽減	計画届は事前提出	提出不要

Ⅲ. 支援補助金

1. 中小企業等事業再構築促進事業
2. 中小企業生産性革命推進事業の特別枠
 - ①ものづくり・商業・サービス補助金
 - ②小規模事業者持続化補助金
 - ③サービス等生産性向上IT導入支援事業
3. 事業承継・引継ぎ推進事業
4. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業
5. 海外サプライチェーン多元化支援事業
6. JAPANブランド育成支援事業
7. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業
8. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

1. 中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆1,485億円**

事業の内容

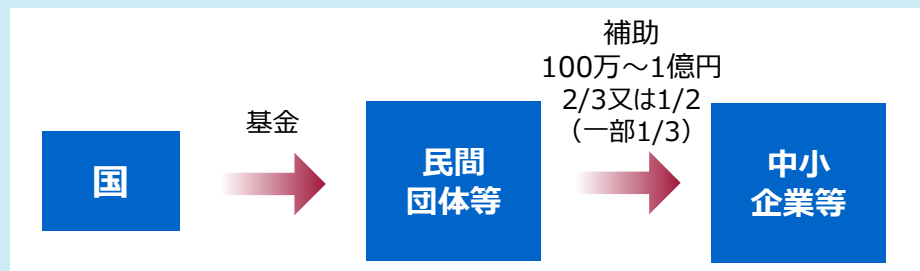
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、**新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援**します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、**中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援**します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、又は**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加**を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等） ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ①申請前の**直近6カ月間**のうち、売上高が低い**3カ月の合計売上高**が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2（4,000万円超は1/3）
中堅企業（グローバルV字回復枠）※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. **中小企業（卒業枠）**：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. **中堅企業（グローバルV字回復枠）**：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち売上高の低い3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

① 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

1. 売上が減っている

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（7ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

②－１． 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和２年度第３次補正予算で、１兆１４８５億円が計上されています。
- 補助金の公募は、１回ではなく、令和３年度にも複数回実施する予定です。

中小企業

通常枠： 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2／3

卒業枠： 補助額 6,000万円超～１億円 補助率 2／3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠： 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1／2（4,000万円超は1／3）

グローバルV字回復枠： 補助額 8,000万円超～１億円 補助率 1／2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6か月間のうち任意の３か月の合計売上高がコロナ以前の同３か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 補助事業終了後３～５年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

②－２．予算額、補助額、補助率（通常枠の加点と緊急事態宣言特別枠）

- 緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、「通常枠」で加点措置を行います。
- 更に、これらの事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査いたします。

対象となる事業者

通常枠の申請要件（P.2参照）を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、

令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者

※要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

通常枠の加点措置

審査において、一定の加点措置を行います。

緊急事態宣言特別枠

補助率を引き上げた特別枠を設けます。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性が高いです。

③ 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、現段階では調整中ですが、資本金10億円未満となる見込みです。

中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】 大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】 企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う等の要件を満たすNPO法人も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社（調整中）

④ 補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助対象経費の例

【主要経費】

- 建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

【関連経費】

- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- 研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助対象外の経費の例

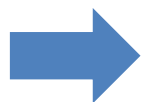
- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

⑤ 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進などが審査項目となる可能性があります。

認定経営革新等支援機関とは

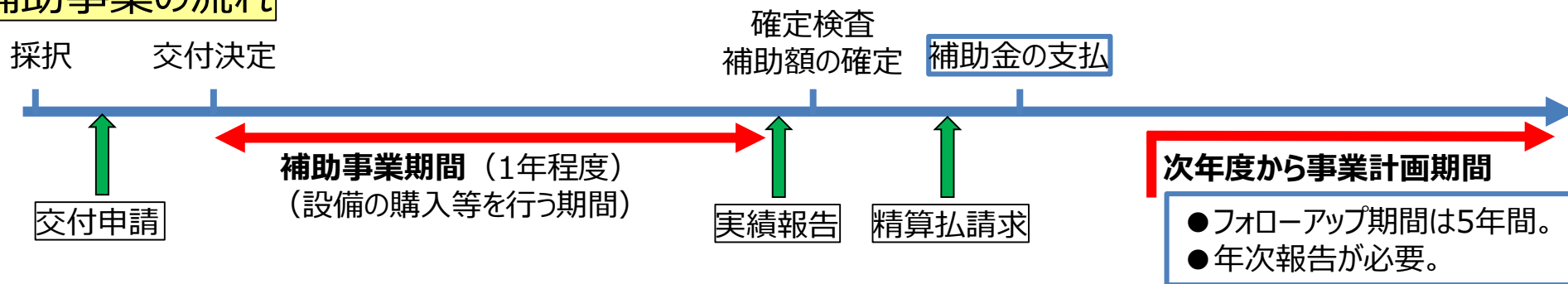
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

⑥ 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。 概算払制度を設ける予定ですが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。 補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

補助事業の流れ



事業終了後のフォローアップ項目の例

● 事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、補助金の一部返還を求める予定です。

※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、補助金の一部返還を求める予定です。

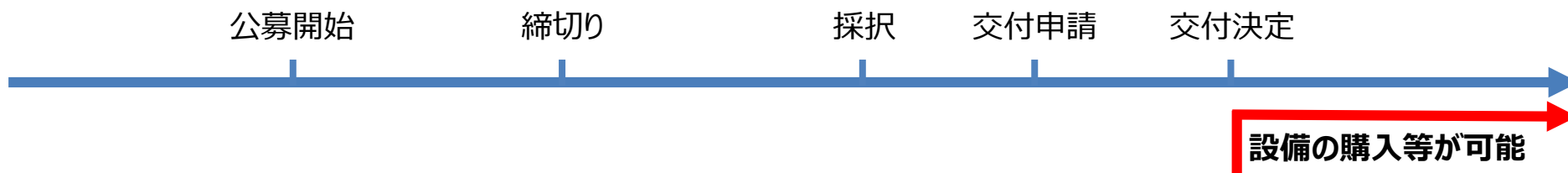
● 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

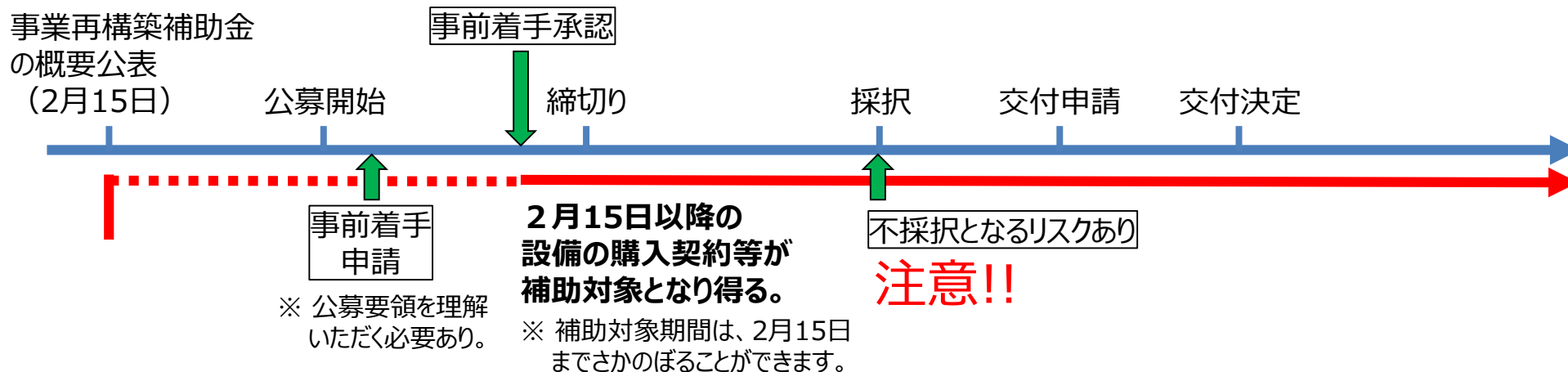
⑦ 事前着手承認制度

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

1. 通常の手続の流れ



2. 事前着手を実施する場合



⑧ 準備可能な事項

- 公募開始は本年 3 月となる見込みです。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。
- 現段階で申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

現段階で準備可能な事項

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。GビズIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、**事前のID取得をお勧めします**。

GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

● 事業計画の策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

必要に応じて、早めに認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

⑨ 注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

●事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター（今後開設予定）にお問い合わせください。

【参考】「GbizID」ヘルプデスク 0570-023-797、「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 mail : jgrants@meti.go.jp

●事業計画には審査があります

本事業では、提出いただいた事業計画を外部有識者からなる審査員が評価し、より優れた事業計画を採択します。不採択となる可能性があることにご注意ください。

●悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください。

⑩－１．飲食業での活用例（業態転換）

事業再構築の定義等については、今後策定される「事業再構築指針」をご参照ください。

飲食業

コロナ前

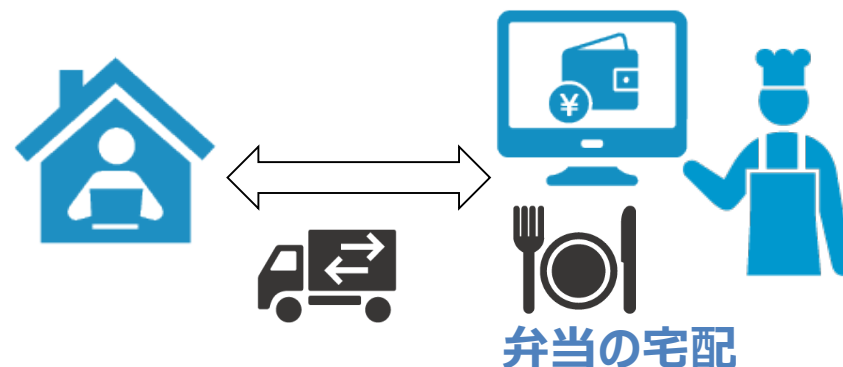
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態 転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の弁当の宅配事業
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規サービスに係る機器導入費や広告宣伝のための費用など

⑩－２．小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

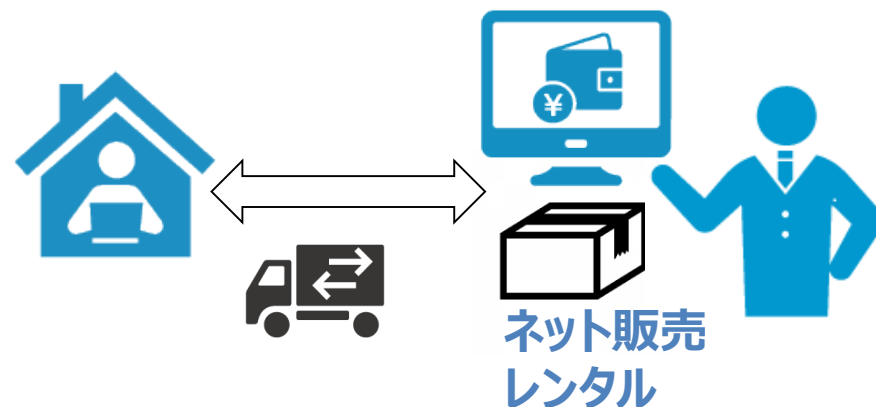
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服の
ネット販売事業やレンタル事業に、
業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規オンラインサービス導入に係るシステム構築の費用など

⑩－３．サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

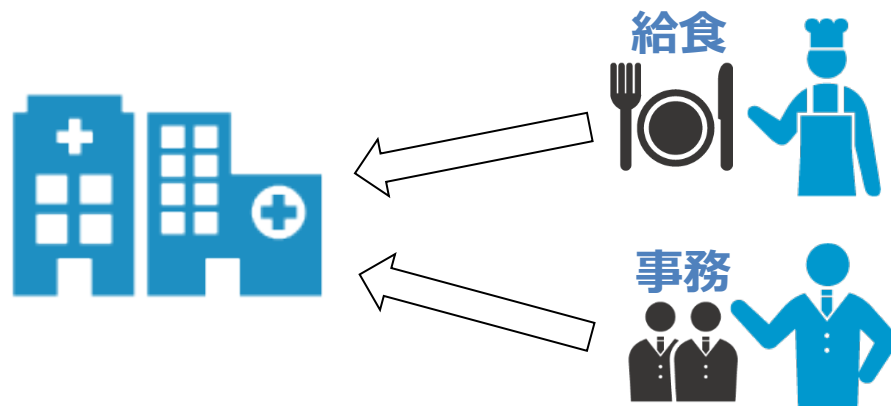
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



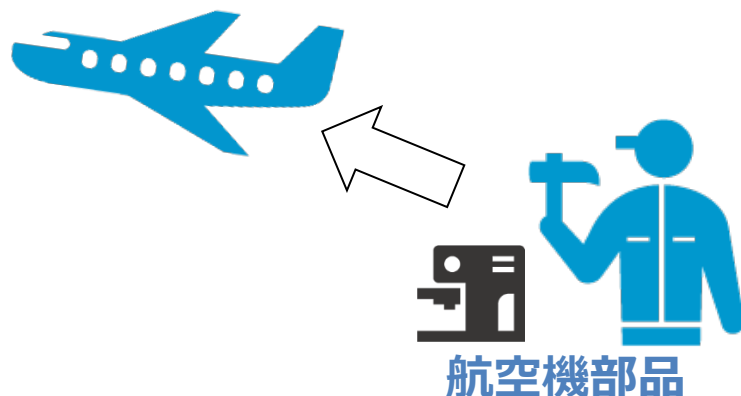
補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

⑩－４．製造業での活用例（新分野展開）

製造業

コロナ前

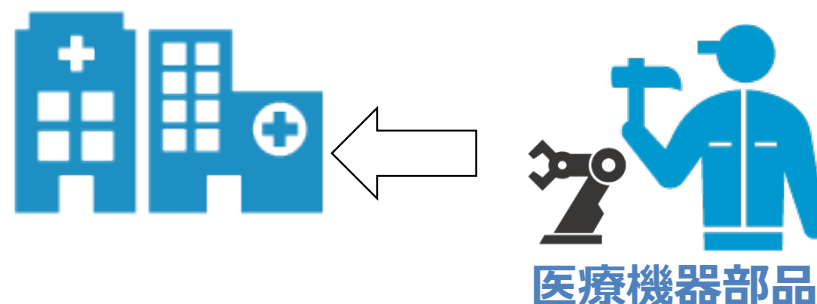
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。



新分野
展開

コロナ後

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、医療機器部品製造事業を新規に立上げ。



補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用
製造のための新規設備導入にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

⑩ - 5. その他の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

⑪. Q & A

- よくあるご質問について、以下にQ&Aを掲載しています。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/qa.html
- 下記のWeb質問フォームで質問できます。個別にお返事はできませんが、よくあるご質問について、Q&Aを作成・公表いたします。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>
- 今後、公募が開始されましたら、事務局のコールセンターを開設する予定です。

【注意!!】 公募開始に向けた調整の結果、事業内容が変更される場合があります。
最新情報については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

2. 中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

事業の内容

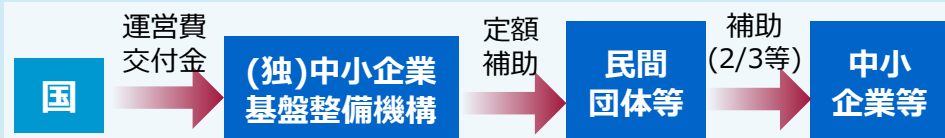
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3 (調整中)

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
(補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
(補助上限：100万円、補助率：3/4)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します。
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
(補助額：30万～450万円、補助率：2/3)
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。（調整中）

① ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

- 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援
- 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため前向きな投資を行う事業者の補助率を引き上げ

<事例①（通常枠）>

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造器を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコピーカップ」の製造機械を新たに導入。

<事例②（低感染リスク型ビジネス枠）>

物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発（例 AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発（部品開発を含む）、オンラインビジネスへの転換等）

予算	類型	概要	補助率	上限
R1補正 R2補正	一般型(通常枠)	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	中小1/2 小規模2/3	1,000万円
	一般型(低感染リスク型ビジネス枠)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた前向きな投資を支援。	2/3	
	グローバル展開型	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	中小1/2 小規模2/3	3,000万円
	ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助	大企業1/2 上記以外2/3	1億円
R3当初	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。(連携体は5者まで)	中小1/2 小規模2/3	2,000万円/者
	サプライチェーン効率化型	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。(連携体は10者まで)	中小1/2 小規模2/3	1,000万円/者

一般型の概要	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
対象者	中小企業者(組合を含む)、特定非営利活動法人 ※みなし大企業、任意団体、財団法人、社団法人等は対象外	
上限・補助率	1,000万円・1/2(小規模2/3)	1,000万円・2/3
補助対象経費	①機械装置・システム構築費、②運搬費、③技術導入費 ④知財権関連経費、⑤外注費、⑥専門家経費、⑦クラウドサービス利用費、⑧原材料費（以上に加えて、低感染リスク型ビジネス枠は、広告宣伝・販売促進費も対象）	
補助要件	以下の条件を満たす3～5年の事業計画の策定・実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 +30円	
申請時期	2月22日(5次締切)（一般型・グローバル展開型） ※通年公募(6次締切:5月頃、7次以降未定)	申請方法: 電子申請(J-Grants)のみ
参考情報	問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053)	問合せ 近畿経済産業局 産業技術課(06-6966-6017)

② 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）

- 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援（一般型）
- ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援（低感染型）

<事例①（通常枠）>

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加。

<事例②（低感染リスク型ビジネス枠）>

ポストコロナ社会を見据えた対人接触機会の減少に資するビジネスモデルへの転換のため、飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
対象者	<u>小規模事業者等</u> ※ <u>小規模事業者 製造業・宿泊業・娯楽業:20人以下、商業・サービス業:5人以下</u>	
上限・補助率	<u>50万円(※100万円)・2/3</u> ※認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者	<u>100万円・3/4</u> 補助金総額の <u>1/4以内(最大25万円)</u> を <u>感染防止対策費</u> に充当(消毒液の購入や換気設備の導入等にかかる経費)
対象事業	店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など	オンライン化のためのツール・システムの導入、ECサイト構築費など
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費	未定
申請時期	<u>2021年6月4日(第5回)</u>	<u>3月中公募開始予定</u>
申請方法	・地域の商工会、商工会議所へ「 <u>経営計画書</u> 」を提出し「 <u>支援機関確認書</u> 」を取得 (低感染リスク型ビジネス枠は「支援機関確認書」の提出は任意の予定) 郵送と電子申請(Jグランツ)	<u>電子申請(Jグランツ)のみ</u>
参考情報	持続化補助金事務局(全国商工会連合会:03-6670-2540、日本商工会議所:03-6447-2389) 近畿経済産業局 中小企業課(06-6966-6023)	

<特別措置> ※低感染リスク型ビジネス枠のみ対象

【要件】緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年(or対前々年) 同月比で30%以上減少していること。

【メリット】

- 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を通常1/4以内（最大25万円）から1/2以内（最大50万円）に引き上げ、感染防止対策への支援を強化する。
- 審査時における加点措置を講ずることにより優先採択

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

- バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など付加価値向上に繋がるITツールの導入を支援

<事例①>（通常枠）

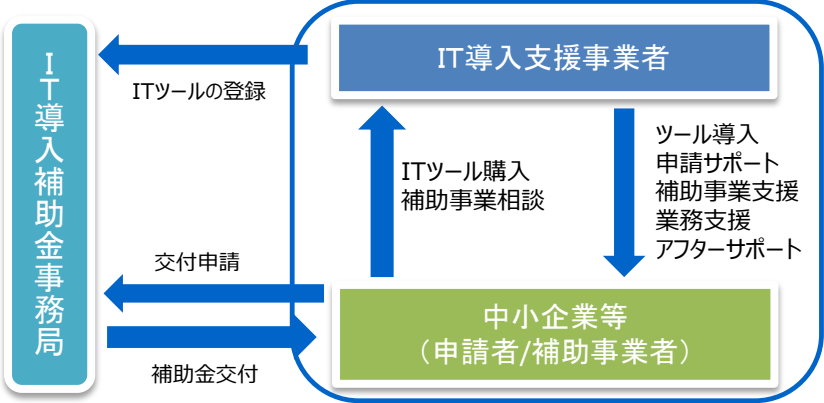
- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。
- ・「長年の勘」からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。

<事例②（C類型：低感染リスク型ビジネス類型）>

- ・顧客対応や決裁業務の対面実施による感染リスクが存在。「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」を同時導入することで、顧客と従業員間の業務の非対面化と効率化を実現。

<事例③（D類型：テレワーク対応類型）>

- ・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入することで非対面化と効率化を実現。



	通常枠		低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス類型)	D類型 (テレワーク対応類型)
対象者	中小企業者等(一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む) ※みなし大企業、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業等は除く			
補助上限	30万～150万円	150万～450万円	30万～300万円(C-1類型) 300万～450万円(C-2類型)	30万～150万円
補助率	1/2		2/3	
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も対象	
加点項目 必須要件	事業計画期間において、①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」 ②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと			
	必須項目：B類型、C-2類型 加点項目：A類型、C-1類型、D類型			
申請時期	交付申請：4月上旬(予定)、IT導入支援事業者およびツール登録申請：3月下旬(予定)			
参考情報	問合せ先：一般社団法人 サービスデザイン推進協議会(0570-666-424) 申請方法：電子申請(IT導入補助金申請システム) 当局問合せ先：近畿経済産業局 サービス産業室(06-6966-6053)			

3. 事業承継・引継ぎ推進事業

令和2年度第3次補正予算案額 56.6億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎにおいて後継者教育の重要性が指摘されていることを踏まえ、後継者教育の型を提示するため、承継トライアル実証事業を行います。
- さらに、感染症の影響下における事業承継・引継ぎに対応するため、各都道府県に設置される事業引継ぎ支援センターの体制を整備します。

成果目標

- 感染症の影響下においても、円滑な事業承継・引継ぎを実現し、対象企業の生産性向上や、地域の貴重な経営資源の維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

- また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。
※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

(2) 承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

(3) 事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

- 事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

4. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度第3次補正予算案額 **2,108億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点の確保等を進めます。
- 具体的には、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

成果目標

- 国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

10/10
補助

（一社）環境パートナーシップ会議

補助

民間企業等

大企業： 1/2以内～1/4以内

中小企業等： 2/3以内～1/4以内

※補助対象経費の額に応じて段階的に補助率は低減する

※補助対象経費：建物・設備の導入

事業イメージ

(1)生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶
リスク解消のための生産拠点整備

(例) 半導体関連、電動車関連等、サプライチェーンの途絶による
リスクが大きい重要な製品の生産拠点を日本国内に確保

従来のサプライチェーンが停滞
(製品・部素材の供給ストップ)

生産拠点の確保

グローバルサプライチェーン・リスクに
耐え得る安定的な供給の実現

(2)国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の
生産拠点等整備

(例) 感染症への対応等のために必要不可欠な物資・原材料等
に係る国内における生産拠点整備を確保

工場内のライン新設による生産拠点の増強

38

5. 海外サプライチェーン多元化支援事業

令和2年度第3次補正予算案額 **116.7億円**

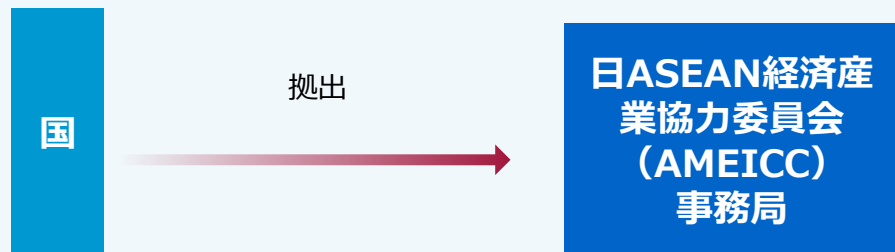
事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、海外の生産拠点の多元化を進めます。
- 具体的には、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、海外で生産拠点を多元化しようとする場合に、その設備導入を支援します。

成果目標

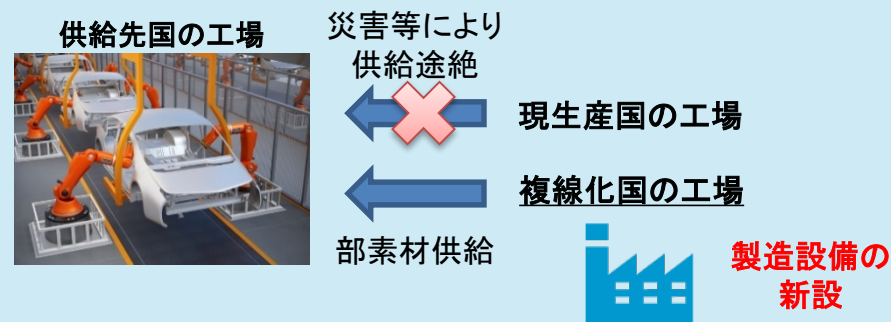
- サプライチェーンの多元化を図る日本企業の設備導入を支援することで、一国に過度に依存しない日本産業全体の強靱なサプライチェーンを構築します。



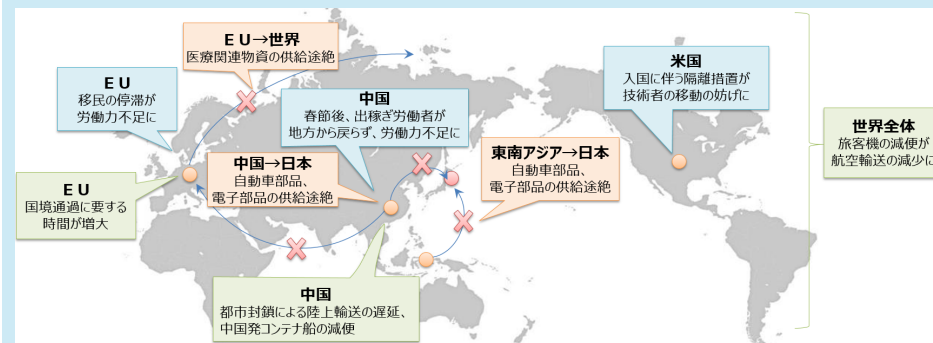
事業イメージ

- サプライチェーンを強靱化するため、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、日本企業による海外生産拠点の複線化や高度化に向けた設備導入の支援を実施します。

(例) 海外生産拠点の複線化



(参考) 新型コロナウイルスを受けたサプライチェーンの寸断の一例



(備考) 経済産業省「第26回産業構造審議会総会」資料より引用。

6. JAPANブランド育成支援等事業

令和3年度予算案額 8.0億円（10.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（EC）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しており、こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定されます。
- 本事業では、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

・海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。

①事業型：

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

（補助上限：500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内）

（※1）複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

（※2）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：

民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。

（補助上限：2,000万円、補助率※1：2/3、1/2以内）

（※1）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

7. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算案額 **109.0億円（131.2億円）**

事業の内容

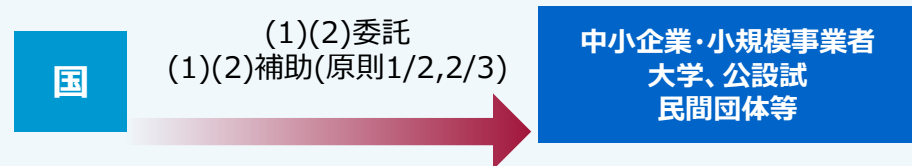
事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

✓ 補助上限額：4,500万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサポ事業）

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

✓ 補助上限額：3,000万円

※2年度目は初年度の交付決定額を上限

✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内

8. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算案額 325.0億円（459.5億円の内数）

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(A)先進事業

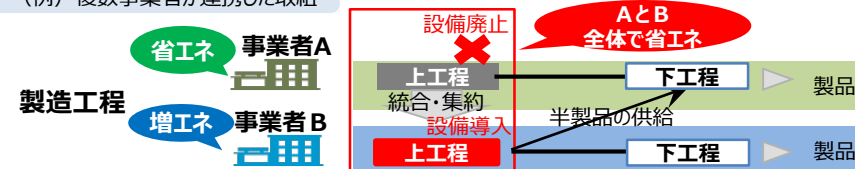
「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B)オーダーメイド型事業

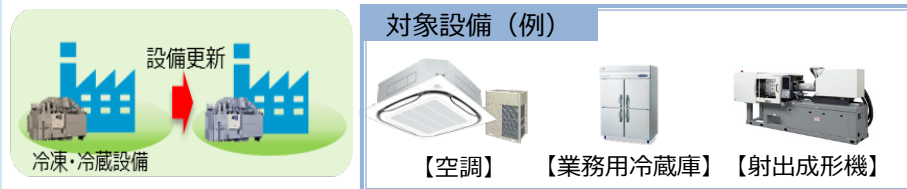
個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

（例）複数事業者が連携した取組



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



(参考) 各補助金 公募スケジュール

補助金名	公募時期	近畿経済産業局 担当課
事業再構築補助金	3月中 ※複数回公募	中小企業課 06-6966-6023
ものづくり・商業・サービス補助金(一般型・グローバル展開型)	5月頃(6次締切) ※通年で公募	産業技術課 06-6966-6017
小規模事業者持続化補助金	一般型:2021年6月4日 低感染リスク型ビジネス枠:3月中 ※複数回公募	中小企業課 06-6966-6023
サービス等生産性IT導入支援補助金	交付申請開始:4月上旬頃(予定) IT導入支援事業者及びツール登録申請:3月下旬頃 ※複数回公募	サービス産業室 06-6966-6053
事業承継・引継ぎ補助金	未定 (2020年3月31日～2020年6月5日)	中小企業課 06-6966-6023
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	未定	産業課 06-6966-6021
海外サプライチェーン多元化等支援事業	未定	国際事業課 06-6966-6032
JAPANブランド育成支援等事業	未定 (2020年2月28日～2021年3月18日)	地域ブランド展開支援室 06-6966-6054
戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)	2021年2月26日～2021年4月22日 (2020年1月31日～2020年4月24日)	産業技術課 06-6966-6017
商業・サービス競争力強化連携支援事業(サビサポ事業)	未定 (2020年2月18日～2020年4月21日)	サービス産業室 06-6966-6053
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	未定 (2020年5月20日～6月30日)	エネルギー対策課 06-6966-6051

ご静聴ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せ下さい。

近畿経済産業局

中小企業課 課長補佐（総括） 砂川嘉彦

TEL：06－6966－6023